

平成21年度の労務に関する法改正について

平成21年度の労働関係諸法令に関する主な改正点を
ご紹介します。

●雇用保険改正の主なもの

(1)雇用保険の適用基準を拡大(4/1適用)

- a. 短時間就労者(パートタイマー)の適用要件について
*従来1年以上雇用見込み↓6か月以上雇用見込み
に短縮
- b. 登録型派遣労働者の適用要件について
*ひとつの派遣元事業主に6か月以上引き続き雇用さ
れることが見込まれること。
*1週当たりの所定労働時間が20時間以上。

(2)労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について(3/31適用)

- a. 失業等給付の受給要件の緩和
被保険者期間：従来12か月必要↓6か月に短縮
- b. 契約更新が明示されていたにもかかわらず、更新され
なかつた離職者を特定受給資格者とする。
- c. 被保険者期間1年以上3年未満の有期雇用者について
希望したにも関わらず契約更新されなかつた有期雇用
者についても「特定理由離職者」として、特定受給資格者
と同様6か月以上で受給資格を得られることとする。
また特定受給資格者と同様の所定給付日数を適用。(3
年間の暫定措置)
※退職日が3/31以降の有期雇用者が対象です。

(3)育児休業給付の見直し(2/4/1適用)

- a. 現在暫定処置により、平成21年3月末まで職場復帰
給付金の給付率が引き上げられている(休業前賃金の
10%↓現行20%)のを、当分の間継続。
- b. 平成22年4月1日から基本給付金と職場復帰給付金
を統合して、休業期間中に支給する。

(現行：休業中に基本給付金休業前賃金の30%
+復帰後に職場復帰給付金同20%)

(4)雇用保険料の引き下げ(4/1適用)

業種	雇用保険料	会社負担	本人負担
一般 事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設 業	14/1000	9/1000	5/1000

(5)「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(4/1適用)

- *現行
「所定給付日数の1/3、かつ45日以上で
給付率30%」
←
- *改正
「所定給付日数の1/3(残日数は問わず)で
給付率40又は50%」

●介護保険料の改定(3/1適用)

介護保険料	会社負担	本人負担
1.19%	0.595%	0.595%

●国民年金保険料の改定(4/1適用)

14,660円

※250円の負担増となります。

●労災保険料の改定(4/1適用)

労災保険料が見直しされました。全般的には引き下げ
られています。年度更新業務においては、旧料率と新料率
の違いに留意して下さい。その他労務比率も見直しされて
います。紙面の都合上、各料率は割愛しました。

●年度更新時期の変更(21年度から適用)

平成21年度から、年度更新の手続は6月1日から7月
10日までの間に行うこととなります。また、年度更新申
告書は5月末に送付される予定です。なお、労働保険料の
算定方法は変わりません。

【分割納付の各期限】

納付期限	3回分割		
7/10	第1期	第2期	第3期
	10/31	1/31	

●助成金改正情報

中小企業緊急雇用安定助成金においては、様々な改正
が行われています。条件付きの助成率のアップ(90%
補助)、時間外労働等の精算事務の廃止、教育訓練の対象
範囲の拡充等が行われています。詳細については、次回
の紙面でご紹介する予定です。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>